

地域密着型特別養護老人ホーム日好荘スマイル 入所利用料金一覧表

●負担限度額認定 第2段階：課税年金収入と所得が合計82.65万円以下の方 令和8年8月1日～

基本料金		☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円	58円	-14円	872円	27,032円	63円	31,511円	390円	880円	12,090円	27,280円	70,881円
要介護4	901円			945円	29,295円		34,143円					73,513円
要介護5	971円			1,015円	31,465円		36,667円					76,037円

●負担限度額認定 第3段階①：課税年金収入が82.65万円超120万円以下の方

基本料金		☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円	58円	-14円	872円	27,032円	63円	31,511円	680円	1,370円	21,080円	42,470円	95,061円
要介護4	901円			945円	29,295円		34,143円					97,693円
要介護5	971円			1,015円	31,465円		36,667円					100,217円

●負担限度額認定 第3段階②：課税年金収入が120万円超の方

基本料金		☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円	58円	-14円	872円	27,032円	63円	31,511円	1,420円	1,470円	44,020円	45,570円	121,101円
要介護4	901円			945円	29,295円		34,143円					123,733円
要介護5	971円			1,015円	31,465円		36,667円					126,257円

●負担限度額認定 非該当：第1・2・3①②段階以外の方 2割負担の場合 3割負担の場合

基本料金		☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計	1ヶ月(31日) 合計	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円	58円	-14円	872円	27,032円	63円	31,511円	1,700円	2,300円	52,700円	71,300円	155,511円	187,022円	218,533円
要介護4	901円			945円	29,295円		34,143円					158,143円	192,286円	226,429円
要介護5	971円			1,015円	31,465円		36,667円					160,667円	197,334円	234,001円

☆加算の内訳は 日常生活継続支援加算Ⅱ46円、看護体制加算Ⅰ12円となります。

★減算の内訳は 栄養ケアマネジメント未実施 -14円となります。

*加算の内訳は褥瘡マネジメント加算Ⅰ3円又は褥瘡マネジメント加算Ⅱ13円、科学的介護推進体制加算Ⅱ50円となります。

※1ヶ月(31日)の合計には、介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 16.3%の加算をさせて頂いています。

◎入院・外泊費用(介護保険適用時の自己負担額)

日額	246円	①入院・外泊をした日については左記の料金をお支払い頂きます。
		②1ヶ月に6日を限度とします。
		③入院・外泊の初日、及び最終日は通常の基本料金額となります。

◎その他の加算費用(介護保険適用時の自己負担額)

初期加算	30円(日額)	入所した日から30日間の期間中については左記の料金をお支払いいただきます。 30日を越える入院後の再入所も同様です。
安全対策体制加算	20円	入所した月に1回左記の料金をお支払いいただきます。

◎その他の費用

区分	1日あたりの料金	1ヶ月(31日)合計
個人専用の持ち込み家電	1台につき70円	1台につき2,170円
理容代	1回3,000円	
医療費	実費(薬代など負担して頂きます)	
その他日用品	実費(御本人・ご家族の希望するもの)	

●高額介護サービス費制度

(自己負担上限額の参考)

※1ヶ月の合計額(表の※の部分)が一定の基準の金額を超えた場合、
超えた分が申請により支給されます。
基準の金額は、所得等の諸条件により異なります。
保険者が那智勝浦町の方は、受領委任払い制度があります。

15,000円	生活保護を受給している方
15,000円	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間82万6500円以下の方(個人)
24,600円	世帯内の全員が市町村民税を課税されていない方(世帯)
44,400円	世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方(世帯)
44,400円	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(世帯)